

令和5年度 第2回 久喜市在宅医療・介護関係者研修会 グループ発表

テーマ

「身寄りのない高齢者の対応」

〈症例のパターン〉

- ① がんの末期で進行していくケース
- ② 心不全で入退院を繰り返し、症状が悪化していくケース
- ③ 認知症が進行していくケース

〈財産〉

- ① 預貯金がたくさんあるケース
- ② お金がないケース（借金を抱えている）

1) 「身寄りはあるけど、いっさいやらない（何も協力してくれない）」というケース

●入院時・退院時の対応を考える		
3グループ	がん	財産がある場合 と 財産がない（借金もある）場合
7グループ	認知症	

●在宅の対応を考える		
1グループ	がん	財産がある場合 と 財産がない（借金もある）場合
5グループ	心不全	
9グループ	認知症	

2) 身寄りがない（孤独）のケース

●入院時・退院時の対応を考える		
2グループ	がん	財産がある場合 と 財産がない（借金もある）場合
6グループ	心不全	
10グループ	認知症	

●在宅の対応を考える		
4グループ	がん	財産がある場合 と 財産がない（借金もある）場合
8グループ	認知症	

グループごとに症例を決めて、テーマごとに話し合いを行いました。

- ・誰がむすびつけるのか？
- ・どういうタイミングで行うのか？
- ・わからないので教えてほしい

～グループ発表～

★10グループ

「身寄りのない孤独のケースで、認知症の退院時の対応について」

- ・財産の有無にかかわらず、入院時の場合は行政に相談する
- ・有事になったとき、どう支援していくか考えていく
- ・財産がある場合、ケアマネや行政に相談するし、財産がない場合も同じようにケアマネや行政に相談に行く

・退院時だと、財産がある場合は、成年後見制度に関して、行政に相談していく。財産がない場合は、成年後見制度以外には生活保護の申請や、介護保険の申請などを行う。病院に入院している場合は医療職や多職種で相談して決める

- ・最終的には行政に相談する
(早めに後見人とか保証人につなげていく)

★7グループ

「入退院時の対応で身寄りはあるが一切協力いただけないケース」

・入院の場合、生命の危機といったような部分に対しては、ケアマネがついていけばケアマネが行わないといけないのではないかな。

- ・治療方針については誰がきめるのか？

ケアマネから連絡をとっても出てくれない場合、病院から連絡すると家族が出てくれるケースもあるので、連携をしながら行う

(家族を引っ張り出せばいい。)

- ・入院の書類の代行
- ・認知症のケースが入院の必要性を理解しているのか、それ以前の病気についてどのように認識しているかという問題も出てくる
- ・行政に相談しながら、病院とかいろいろな人と連携していくという形をとる

★5グループ

「身寄りはあるけど一切やらない心不全のケース」

- ・財産がある方は、任意後見などを元気なうちに行っていく
- ・財産がない方は病院通院とか支払いが残った場合は行政に相談する

- ・生活保護など行政から家族について調べていただく
- ・早め早めに支援者につなぐ
- ・介護を受けている、受けていないに関わらず、地域包括支援センターやケアマネジャー、訪問看護などのサービス事業者や、本人が信頼できる人などから、早めに支援者につないで、行政等につなげる。
- ・理解することが難しい方もいるので、複数の人で、複数回協力していく

★8 グループ

「認知症があり、在宅対応で身寄りのないケース」

- ・認知症がある場合、医療機関やケアマネと連携をとる。ケアマネも対応が難しいければ、行政や地域包括支援センターに相談する
- ・認知症の方、本人の意思決定をどのように理解するかが難しく、法テラスに相談したり、行政に相談したり、担当者会議をしたり、近隣の方に相談したりして、何とか自己決定をして在宅対応したい

★2 グループ

「身寄りのない孤独のケースで入退院時の末期がんのケース」

財産のありなしで4つのケースで区切らせていただいた

〈判断能力がある場合〉

- ・本人意思を尊重し、介護保険や医療保険でサービスを入れていく
保証人を探して今後の事態の急変に備える

・財産がない場合、本人の意思を尊重するが、将来的に生活保護の申請をして行政の介入をお願いする

〈判断能力がない場合〉

・財産のある方は行政か地域包括支援センターに連絡を取って後見人を立てたり、相談をしたりして入院時に備える

〈退院の場合〉

- ・財産がある方は身元保証会社を探し、後見人等をつけて施設に入所
- ・財産がない方は生活保護の申請をして、行政の介入を図る

★3 グループ

「身寄りがあるけど一切何も手伝ってくれないがんのケース」

・入院の時、担当ケアマネとか包括の方から、身内の方が何も手伝ってくれないという情報があっても、身寄りがあるので、そちらにアプローチして連絡を取っていく

- ・本人と意思疎通がはかれるので、介護申請や成年後見についても考えていく

- お金がなければ生活保護の相談
- お金があれば、身元保証の契約を進めていく
- がんのためで体力の低下や意思の確認がだんだん困難になっていくなど、時間の猶予がないことが想定されるので、本人の意思の確認ができる内に、入院中からいろいろと進めていくことが大切
- 親族と後でトラブルにならないように、自分たちの身を守るためにも、いつ、どこで、どういうことを伝えたかを記録につけておく

★9 グループ

「身寄りがあるが一切やらないケース、認知症」

- 親族の中で連絡が取れる人に連絡をとる
- 必要な説明を重ねていく
- 「何もやらない」という親族のための方法として、後見制度を改めて説明する
- 本人の意思決定支援も含めて考えると、本人をよく知る、どういうことができるか提案していくことも大事

★6 グループ

「身寄りがないケースで心不全の入退院を繰り返すようになった方」

〈入退院を繰り返している〉

- スパンが短くなったタイミングで、本人の意思が聞ける段階で、早めに介護申請や後見人、身元保証人などの案内を行う

〈財産がある〉

- 介護サービスや退院後の施設入所など確保しやすい

〈財産がない〉

- 生活保護の申請をしているのか、していないのか、を確認する
- 民生委員や友達など、本人のことを知っている人がいるケースが多いので、そこからひも解いて、本人の意思を確認する、生活保護の申請につなげる、後見人を案内するなど、なるべく心不全の入退院のスパンが短くなってきたタイミングで早めに行う

★4 グループ

「身寄りのない孤独のケースでがんを持ち、在宅の対応を考える」

〈後見人等について〉

- 財産のある方は、後見人を設定して家で生活するのか、施設に入るのか、ある程度資金面の状況を確認してから進める
- 財産のない方は、生活保護の形をとり、医療・看護・介護の環境を整えていく

・後見人を立てる財産はないが、生活保護にもなれない方は、地域の方と協力しながらなんとか生活保護が受けられる形に持って行くことも必要になってくるのではないかと

・誰がつなげるのかについては、関わったものが必要かどうかという判断をしながら、最終的には地域の方や生活環境等に関与できるケアマネとか、行政の方をお願いして進めていく

★1グループ

「身寄りはあるが一切やらないがんの末期の在宅での対応」

〈財産がない〉

・本人の意思確認ができるか、主治医の方から今の病状の進行状況等を本人、ケアマネや包括等を含めて話し合いをして、その中で財産がなくて借金がある場合、法テラスなどを利用し、行政にも頼る

〈財産がある〉

・本人の意思を確認しながら、後見人や身元保証人を入れて、最期をどこで迎えるかなどの方向性を決める

(家族に知らせないでほしいという希望があった場合)

・本人の意思を、相談しながら確認をして、最後は行政に頼る

【鈴木先生の総評】

○ 現場で実践している中での経験をお伝えします。

・家族が疎遠でどこまで探したらよいのかという意見もありましたが、法的には特になく、合議体で決める。家族がいる場合は結構手紙を出すことが大事です。

・家族がいることがわかって協力してくれない場合は、「チームではこういうところまでやってこうよ」というところを、家族に対して郵便物を送ることは大事だといわれています。内容証明郵便とかで送り、「担当者としてはやるべきことは伝えましたよ」ということです。相手のリアクションがないので、仕方のないことです。最善を考え、家族に手紙を出し、何日以内に連絡がない場合は〇〇しますなど控えておくことも大事です。そうしないと物事が動かないですね。

・最後のグループで、「伝えないでほしい」ということも大事になりますので、このことも記録に残し、本当に伝えない場合もあります。

例えば30年来疎遠で、家族が出てきても、本人のことをどこまでわかっていたのか、という視点もあります。親族がいるからといって必ずしも親族の意向が尊重されるわけでもないといわれています。そのあたりの家族の関わり方や関わり方の距離、時間も重要になります。家族が疎遠の場合には家族のいったことが

すべてにならないということもありますので、知っていただければと思います。

【関谷先生総評】

普段の仕事とは全く別のことになるので、後見人や保証人などということは、よく知らなかったし、どのようにつなげていったらいいのか、今日の研修でぼんやり見えてきたところです。実際に現場で、家族が疎遠な方がいて、ずっと一人暮らしでいて、がんの末期で亡くなりそうなときに、面倒くさいことは関わりたくないが、財産はもらいたいという親族がいることがわかったというケースもありました。いろいろなケースがあり難しいかもしれませんが、研修していかなければならない課題だと思っています。